

熊毛保健医療圏地域医療連携計画について

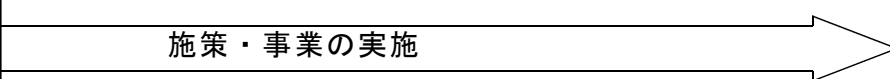
1 保健医療計画・地域医療連携計画の概要

- 昭和60年12月の医療法改正により、都道府県は医療計画を定めることとされ、本県では昭和62年5月に「県保健医療計画（以下「県計画」）」を策定し、その後は、法令の規定に基づき、概ね5年ごとに計画を見直している。
- 平成4年9月の県計画の見直しに際して、原則として二次医療圏ごとに「地域医療連携計画（以下地域計画）」を策定し、その後は県計画の見直しに併せて、同計画も見直している。
- 医療法の改正（平成18年6月）により、県計画に、疾病別、事業別の医療連携体制に関する事項等を盛り込むこととされた。本県は多くの離島・へき地を有し、医療資源の状況も地域により大きく相違していることから、「県計画」においては、全県的な取組方針や対策を、また、「地域計画」においては、地域の実態を反映した疾病別、事業別の医療連携体制を記載することとした。
- 地域計画により、地域医療連携体制が明確になることで、医療機関の機能を他医療機関が把握することができ、機能分担が明確になるとともに、患者が各医療機関の機能を把握できるようになったことから、安心して医療を受けられる体制が整った。

2 地域計画の見直し

- 平成29年度の「県計画」見直しに伴い、平成30年度に「地域計画」を見直す。

3 県保健医療計画及び地域医療連携計画の今後のスケジュール

	平成29年度	平成30年度
県保健医療計画	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 50px; margin: 0 auto;">計 画 策 定</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 50px; margin: 0 auto;">計 画 公 表</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
地域医療連携計画		<p>4月～データ収集・現状分析</p> <p>7月 <u>医療連携体制の見直しのための医療機関等への調査</u> 対象：病院，診療所，歯科診療所，薬局，訪問看護事業所， 居宅介護支援事業所，短期入所サービス提供施設</p> <p>8月 医療機関等への調査取りまとめ 支庁内協議・計画（案）検討</p> <p>9月 <u>計画（案）について関係団体等へ意見聴取</u> （対象：医師会，歯科医師会，薬剤師会） 意見聴取内容をもとに計画（案）見直し</p> <p>10月 計画（案）取りまとめ 県庁内関係課等への照会</p> <p>12月 計画（案）最終版の作成</p> <p>1月 <u>地域保健福祉協議会にて計画（案）及び医療連携体制の決定</u></p> <p>3月 計画の公表（ホームページ掲載）</p>

鹿兒島県保健医療計画の概要

[計画期間] 平成30年度～平成35年度(6年間)

I 計画策定の趣旨

現行の保健医療計画の期間終了に伴い、県民の保健医療ニーズの多様化・高度化、大規模な自然災害発生時の医療や産科・小児科などの医療の確保、地域包括ケアシステムの整備充実等の要請、平成28年11月の地域医療構想の策定等の状況を踏まえ、新たな計画を策定

II 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4の規定に基づく計画として、本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となるもの
- 本県の保健・医療・福祉に関する個別計画と整合性を図りながら連携・役割分担して推進

基本理念

県民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

III 計画の構成

- 第1章 総論
 - 第1節 計画の策定
 - 第2節 鹿兒島県の概要
 - 第3節 地域診断
- 第2章 保健医療圏
 - 第1節 保健医療圏の役割
 - 第2節 二次保健医療圏の設定
 - 第3節 基準病床数
- 第3章 健康づくり・疾病予防の推進
 - 第1節 健康の増進
 - 第2節 保健対策の推進
 - 第3節 疾病予防対策の推進
- 第4章 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備
 - 第1節 医療提供体制の整備
 - 第2節 安全・安心な医療提供体制の整備
- 第5章 安全で質の高い医療の確保
 - 第1節 医療従事者の確保及び資力の向上
 - 第2節 医療連携体制の構築
 - 第3節 疾病別の医療連携体制
 - 第4節 専門別の医療連携体制
 - 第5節 その他の医療を提供する体制の確保
- 第6章 地域包括ケア体制の整備充実
 - 第1節 介護サービス等の充実
 - 第2節 在宅医療・終末期医療の体制整備
 - 第3節 医療と介護の連携
 - 第4節 高齢者の支援
 - 第5節 障害者・難病患者等の支援
- 第7章 平成37(2025)年に向けた地域の医療提供体制の構築(地域医療構想)
 - 第1節 地域医療提供体制の概要等
 - 第2節 人口推計及び医療提供体制の現状等
 - 第3節 構想区域と病床の必要量(必要病床数)
 - 第4節 地域医療構想の推進
- 第8章 健康危機管理体制等の整備
 - 第1節 健康危機管理対策の推進
 - 第2節 安全で衛生的な生活環境の確保
- 第9章 持続可能な医療保険制度の構築
 - 第1節 医療費適正化の推進
 - 第2節 後期高齢者医療制度の円滑な運用
- 第10章 計画の推進方策
 - 第1節 保健医療計画の周知と情報提供
 - 第2節 数値目標の設定
 - 第3節 計画の推進体制と役割

施策の方向性(主なもの)

- 【健康づくり・疾病予防の推進】
- ① 特定健康診査・特定保健指導
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導の普及啓発
 - ・ 健康づくり推進員等の人材育成の支援
 - ② 予防接種体制
 - ・ 感染症予防計画に基づく、総合的かつ計画的な感染症対策の推進
- 【安全で質の高い医療の確保】
- ① 医師確保
 - ・ 医師修学資金の貸与や臨床研修医の確保など、総合的な医師確保対策
 - ② 看護職員の確保
 - ・ 修学資金の貸与や看護師等養成所への財政支援等による看護職員の確保
 - ③ がん
 - ・ がん予防の推進
 - ・ がんの早期発見・早期治療の推進
 - ・ がん医療の均てん化の推進

- ④ 脳卒中
 - ・ 脳卒中対策の推進
 - ・ 発症後速やかな搬送と専門的診療が可能な体制構築の促進
- ⑤ 心筋梗塞等の心血管疾患
 - ・ 心血管疾患の発症・重症化予防
 - ・ 発症後速やかな専門的治療が可能な体制の促進
- ⑥ 糖尿病
 - ・ 糖尿病の発症・重症化予防
 - ・ 治療及び合併症予防が可能な体制の推進
- ⑦ 精神疾患
 - ・ 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
 - ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑧ 救急医療
 - ・ 医療機器の整備など救急医療体制の整備
 - ・ ドクターヘリ等による救急搬送体制の充実

- ⑨ 災害医療
 - ・ 災害医療体制の強化
 - ・ 災害拠点病院の機能等の充実
 - ⑩ 離島・へき地医療
 - ・ へき地医療拠点病院の支援による離島・へき地医療の確保
 - ⑪ 周産期医療
 - ・ 産科医や助産師等人材の確保と育成
 - ・ 周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携
 - ⑫ 小児・小児救急医療
 - ・ 小児医療の提供体制の充実・強化
 - ・ 長期療養児等への支援の充実
- 【地域包括ケア体制の整備充実】
- ① 在宅医療
 - ・ 在宅医療連携体制の整備
 - ・ 退院に向けての支援

数値目標(主なもの)

- ① がん
 - 75歳未満のがんによる年齢調整死亡率
 - 男性100.7(H27)⇒80.6以下(H41)
 - 女性 59.6(H27)⇒47.7以下(H41)
- ② 脳卒中
 - 40～74歳の高血圧症有病者数(予備群含む)
 - 男性219,900人(H27)⇒153,300人(H34)
 - 女性197,500人(H27)⇒135,100人(H34)
- ③ 心筋梗塞等の心血管疾患
 - 40～74歳の脂質異常症有病者数(予備群含む)
 - 男性137,200人(H27)⇒77,800人(H34)
 - 女性107,600人(H27)⇒65,700人(H34)
- ④ 糖尿病
 - 糖尿病による新規透折導入患者数(人口10万人対)
 - 15.3(H27)⇒13.3(H34)
- ⑤ 精神疾患
 - 精神病床における入院後1年時点の退院率
 - 85%(H26)⇒90%以上(H32)
- ⑥ 救急医療
 - 救急告示医療機関の数
 - 98施設(H29)⇒現状維持(H35)
- ⑦ 災害医療
 - DMAT数
 - 25子一ム(H28)⇒38子一ム(H35)
- ⑧ 離島・へき地医療
 - 代診医派遣の対心率
 - 87%(H28)⇒90%(H35)
- ⑨ 周産期医療
 - 周産期死亡率(出産千人対)
 - 4.1(H27)⇒3.3以下(H35)
- ⑩ 小児・小児救急医療
 - 小児死亡率(15歳未満人口10万人対)
 - 26.6(H27)⇒25.7以下(H35)
- ⑪ 在宅医療
 - 退院調整に関する仕組みを設ける二次保健医療圏域数
 - 1圏域(H29)⇒9圏域(H32)

(単位:床)

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床及び一般病床	鹿児島	8,434	11,003	3,580
	南薩	833	2,427	1,088
	川薩	961	1,515	625
	出水	789	993	426
	始良・伊佐	1,976	3,370	1,648
精神病床	曾於	522	938	586
	肝属	1,747	1,959	583
	熊毛	214	444	111
精神病床	奄美	959	1,714	585
	計	16,435	24,363	9,132
	県全域	8,046	9,527	
結核病床	県全域	111	111	
感染症病床	県全域	45	45	

鹿児島県高齢者保健福祉計画の概要

※根拠法令：介護保険法第118条，老人福祉法第20条の9

基本理念	『心豊かで活力ある長寿社会を目指して』 ～高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立し，社会参画しながらかつ尊厳を持って安心して暮らしていける長寿社会の実現～	計画期間：平成30～32年度(3年間) [第7期] 高齢者保健福祉圏域：9圏域
-------------	--	---

政策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生きいきと暮らせる長寿社会づくり 高齢者が生きがいを持って，すこやかに心豊かに暮らせる地域社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせる長寿社会づくり いつでも，どこでも，だれでも保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けられる地域社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合って暮らせる長寿社会づくり 互いに認め合い，助け合い，共に生きる地域社会の実現
-------------	---	---	---

施策の内容

<p>第1章 健康づくりと社会参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの推進 ○各種健診等の推進 ○生きがいづくり・社会参加活動の推進 ○就業・就労対策の推進 <p>第2章 地域包括ケアシステムの強化及び推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築と強化 ○市町村の推進体制の充実 ○介護予防の推進 ○在宅医療・介護連携の推進 ○日常生活を支援する体制の整備 ○高齢者に適した住環境の形成促進 <p>第3章 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の現状と課題 ○認知症予防の推進 ○認知症の早期診断・早期対応の推進 ○認知症の人やその家族への支援の充実 ○高齢者の権利擁護 <p>第4章 高齢者医療の適切な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療制度の円滑な運用 ○鹿児島県医療費適正化計画の推進 	<p>第5章 介護給付等対象サービス基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度運営の現状 ○介護保険制度の適正な運営 ○多様な介護サービスの提供 ○介護サービスの質の確保・向上 ○福祉用具・介護技術等の普及 ○介護サービスの種類と量の見込み等 ○介護給付等の適正化の推進 <p>第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の住みよいまちづくり ○高齢者の安全な暮らしづくり <p>第7章 人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護人材の現状と将来推計 ○介護人材の確保対策の推進 ○NPO，ボランティア等の多様な活動の推進 ○県福祉人材・研修センターの充実等 <p>第8章 計画の推進対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の進行管理 ○関係機関・団体等との連携 ○推進体制の充実
---	---

計画の目標設定

項目	目標項目	現況	目標値
市町村の推進体制	地域ケア会議について，地域ケア会議が発揮すべき機能，構成員，スケジュールを盛り込んだ開催計画に基づき実施している市町村数	-	全市町村
	自立支援・重度化防止等に資する地域ケア個別会議を実施している市町村数	-	全市町村
介護予防の推進	介護予防に資する(週1回以上，運動を実施)住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	1.10%	10%
在宅医療・介護連携の推進	退院調整に関する仕組みを設けている二次医療圏域数	1圏域	全圏域
	訪問看護ステーション利用実人員(高齢者人口1000人あたり)	11.1人	11.7人
日常生活支援体制の整備	生活支援コーディネーターや協議体等の活動を通じ，日常生活支援のための具体的な資源の開発や拡充が行われている市町村数	-	全市町村
認知症の早期診断・早期対応の推進	認知症疾患医療センターの数	9か所	12か所
	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者のうち，公表の同意が得られた医師(もの忘れの相談ができる医師)の数	419人	500人
認知症の人と家族への支援の充実	認知症サポーターの養成数	147,189人	180,000人
	認知症カフェ等の設置市町村数	23市町村	全市町村
介護給付等の適正化の推進	ケアプラン点検実施市町村数	27市町村	全市町村
	介護給付の適正化につながる取組について毎年度ごとに目標を設定し，縦覧点検・医療情報との突合，ケアプラン点検及びその他市町村が効果的と考える適正化事業の3事業を実施する市町村数	-	全市町村
介護人材の確保対策の推進	地域レベルの介護人材確保策の検討の場の構築	(定性的目標)	
	介護職員処遇改善加算Ⅰの取得割合	59%	63%

介護サービス見込量

(利用者数：各市町村の推計値の計)
平成30年3月時点

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
在宅サービス	53,550	54,681	55,969
居住系サービス	8,005	8,224	8,397
施設サービス	18,351	18,453	18,851